

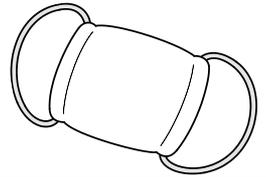
# 防犯通信 No.7

令和2年  
5月25日  
発行

～島根県警察からのお知らせ～

## 布製マスクの盗難にご注意を！

新型コロナウイルス感染症への対策の一環として、政府から一住所あたり2枚の布マスクが配布されています。島根県内でも5月22日から、配布が開始されました。



### ★ マスクの配布方法 ★

布製マスクは、個別に包装して、**郵便局を通じてご家庭の郵便受け**に順次投函されます。



【実際の写真】

### ★ 盗難被害にあわないために ★



- ◇ 郵便受けに鍵をかけましょう。
- ◇ こまめに郵便受けを確認しましょう。
- ◇ 防犯カメラなどの機器を活用しましょう。
- ◇ 郵便受けを物色する等、不審者を見かけたら、すぐに110番！

## マスクの送りつけにも注意！

注文した覚えのないマスクが送りつけられる事例が、県内でも確認されています。

- ◇ 注文していない商品は受け取らない。
- ◇ 万一、受け取ってしまった場合は、**14日間保管**し、その間事業者による代金の請求等がなければ処分してもいい。
- ◇ 事前に電話が勧誘されていた場合でも、契約書面を受け取った日から**8日以内**であれば、クーリング・オフ可能。
- ◇ 個人情報を知られる恐れがあるので、自分から事業者に連絡しない！



島根県警察本部生活安全企画課

緊急時は  
110番！